

令和7年2月19日
京丹後市

「京丹後市教育振興計画（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、「京丹後市教育振興計画（案）」に対する意見の募集を、令和7年1月6日から同年1月31日まで行いました。その結果、5件17項目の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、京丹後市教育振興計画策定の準備を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

頂いた意見を踏まえ、令和7年3月末日を目処に京丹後市教育振興計画の策定の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：京丹後市教育委員会教育総務課

住 所：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226番地

電 話：0772-69-0610

F A X：0772-68-9061

電子メール：kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

別紙

「京丹後市教育振興計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
1. 目標指数の設定について	「目標指標の設定は必須である。」 (その理由) 本計画には施策ごとに目標指標がなく、施策の評価（進捗や結果の確認）をすることが極めて難しくなっており、具体性・客観性のある検証等を行う術がないので、市は施策に対する説明責任が果たすことができない。市が何らかの説明をしたとしても、それは主観的な範囲に留まり、市民や議会の理解を得ることはできない。 市は現行の計画において「目標指数」を掲げ、中間見直しの際に進捗状況を数値で示しているが、本計画案の提示とともに現計画の総括的評価を市民に示していない。これでは行政活動の検証が不可能であり、「自治と協働によって進めるまちづくり」を高めることができない。 第3次京丹後市総合計画案や京都府教育振興プランには目標指数が示されている。まちづくりにおいて、行政活動の責任を明確にし、市民の意思を反映する上で、目標指数の設定は必須である。	・本計画は、教育の指針として、施策を行う上でその理念を示したものとしているところであり、目標指標の設定は行っていないところです。具体性や目標数値の設定は他の関連計画にも委ねているところです。 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則り教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を毎年実施しているところです。その中で行う施策の評価については、教育振興計画の他、他の関連計画も踏まえて行うことと考えています。
2. 不透明な策定過程について	「策定過程を公開した上で本計画案を市民に示すべきであった。」 (その理由) 現行の計画の見直しに係る策定委員会の会議録は市HPに公開されているが、本計画案に係る策定委員会の会議録は市HPに公開されていない。また、本計画案に係る策定委員会の開催について市HPにおいて広報されておらず、市が積極的に市民の傍聴を求めているように思われる。一方、現行の計画の見直しに係る策定委員会は公開されていた。 策定過程の透明性が低い状態で本計画案に対するパブリックコメントがかけられているとしたら、それは市民不在の行政活動ではないかと思う。京丹後市まちづくり基本条例の情報共有の原則に反しているきらがある。 「自治と協働によって進めるまちづくり」を	・本計画の策定委員会は「京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例」の対象でなくなったことから開催の事前公表及び会議録の公開を行っておりませんでした。京丹後市まちづくり基本条例の趣旨も踏まえ、次回策定委員会については、市HPにて公表しているところです。また、会議録については、作成次第公開させていただきます。 ・パブリックコメントは市民の方が参画できる機会と考えており、情報共有については、資料も追加しながらパブリックコメントを実施させていただいたところです。

項目	意見要旨	考え方
	進める上で、今回の策定手続きは不適切であるとする。	
3. 不透明な策定過程について（その2）	「策定委員会の会議録を公開した上で本計画案を市民に示すべきであった。」 （その理由） 本意見は既に提出している「1. 目標指数の設定について」と「2. 不透明な策定過程について」に追加して述べる。 令和7年1月21日、教育委員会は市HPに策定委員会での検討状況や策定委員会の資料をまとめて一度に掲載・公開したが会議録は掲載されず、未公開のままである。 会議録は市民のまちづくり参画の事実を証明する公文書であり、市民と共有されるべき情報である。公開された資料では議論の様子が全く見えず、行政のバイアスがかかっている。他方、会議録からは議論の具体や委員のマインドが読み取れ、会議録を読むことで多くの市民がまちづくりに参加することができる。会議録の作成と公開は、まちづくり基本条例6条の「情報共有の原則」に適う重要な行政活動の一つである。会議録の未作成・未公開は、第7条の「市民参加の原則」に合わず、市民の真の意思が反映されないことにつながる。 第1回策定委員会の資料＜出された意見のまとめ＞の一つ目に「数値目標にとらわれない」とだけある。どのような議論を経て、この方向性がまとめられ、本計画案に目標指数が設定されなかったのか不明である。先のパブリックコメントで目標指数の設定の必要性を説いているが、それは策定委員会の議論やマインドを押さえないままの意見となっている。条例12条3項が示す「互いの意見の尊重」に適わないものである。 策定過程の透明性が低い状態で本計画案に対するパブリックコメントがかけられており、市民不在の行政活動が進められていたことが判明した。条例4条の基本理念は没却された。今回の策定手続き、特に会議録の未公開は不適切であると断言する。「自治と協働によって進めるまちづくり」の為に本計画案は認められない。反対する。	・検討状況が分かる資料を公開しておりますので、会議録を公開していないことが不適切であるとは考えておりませんし、ご意見も多数頂戴しておりますので、市民不在であるとは考えておりません。 ・しかしながら、いただいた意見を踏まえ、作成次第会議録を公開させていただきます。
1. 基本理念について	「子ども自身の声に応えられるよう、地域とともに誰ひとり取り残されない教育を進めていきます」はまさにその通りだと思う。	・いただいたご意見を踏まえ、今後とも取り組んでまいります。

項目	意見要旨	考え方
	子ども自身の声をどうつかむかがカギであり、学習の主体者である子どもが自分の意見を表明していくことが時代の流れであるため、意見表明する場を意識的に作ってほしい。 誰ひとり取り残さないことも大切で、家庭の背景が違う子ども、発達課題を抱える子ども、他種多様な子どもが存在しているため、一部ではなくすべての子どもが恩恵を受けられることを望む。	
2. プロジェクト全般について	プロジェクトの土台には、学習指導要領に示されている学習内容をすべての子どもに身に付けさせることがあると思うので、まずこの土台を固めるべきである。土台ができている子どもは新たな刺激を加えれば効果的に反応するため、課題解決や未来をどう創るか考えられるが、勉強がわからず悩んでいたり、勉強を投げ出してしまっている子どもが少なからず存在し、そのような子どもはタブレットに向かわせても意欲的に取り組めない。京丹後市の特色を出すことは、目新しく他地域ではできないことを上積みすることではなく、すべての子どもに確かな学力、基礎的な内容を習得させることこそ特色にすべきではないか。 「丹後学」「クラウド」「ICT」を否定しないが、各教科の学習内容をすべての子どもに、誰ひとり取り残すことなく身につけてほしい。	・ご意見のとおり、学習指導要領に示されていることを、すべての子どもたちに身に付けさせることは必要であると考えております。本計画は今後5年間で積極的に取り組むべきものを示しておりますので、基礎的な学力を習得させることは不易なものであるとともに、プロジェクト1③で、学びに困難を抱える子どもに対する取組を行うことで、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出していきたいと考えております。
3. プロジェクト2①安心安全…教育環境整備について	「教員が子どもの声に耳を傾け、課題解決を共に考える機会や空間を整備します。」は、今求められているのはまさにこのことであり、子どもたちと共同、協同、協働して教育活動を創ってほしい。	・いただいたご意見を踏まえ、今後とも取り組んでまいります。
4. プロジェクト2③教職員の学びの実現について	「働き方改革」の視点が出てくることは良いことだと思う。教員が子どもと向き合う時間を確保することは、教育を良い方向に進めるうえで決定的な条件だが、現場ではとにかく時間外勤務時間を短縮させること＝働き方改革という図式ができていないのではないか。活動時間を削り、子どもとゆっくり対話する時間が無くなっていると思われて仕方ない。教員にかかわってほしい子どもたちは多くいるはずだ。その声に耳を傾ける余裕を教員に持ってほしい。そのためにも、上記に述べた京丹後市の特色と称されるものの削減、簡略	・ご意見の通り、時間外勤務時間を短縮させることのみが「働き方改革」ではないと考えます。「働き方改革」によって生み出された時間が、教員の主体的・継続的な学びの時間になり、その学びが児童生徒の主体の教育につながり、また教員の個々のウェルビーイングに繋がっていくように進めなければならないと考えております。

(様式3)

項目	意見要旨	考え方
	化が望まれる。ビルドばかりでは教員、現場は疲弊するばかりだと思う。	
5. プロジェクト6①部活動に関して	「京丹後市すべての子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様なスポーツ活動に親しむ環境づくりを部活動の地域移行・地域連携も含め行っていきます。」について、教員の働き方改革が叫ばれてから出てきた部活動の地域移行（展開）だが、部活動が負担になっている教職員が一定数いることからここにメスを入れることは大切だ。部活動にかかわりたくない教員の意味、それとかかわりたい教員の意味、その両方が尊重されるシステムを作してほしい。 スポーツをするのは子ども達の権利であり、この観点に立ち、それぞれの子どもが自分のやりたいスポーツができる環境を作してほしい。都市部のように民間組織もなく子どもたちが保護者の助けを借りずに練習場所にいける条件もない地方にとっては公的組織が主体とならざるをえない。保護者から月謝をとり保護者の送迎で成り立つような地域移行（展開）には反対である。 教員の働き方改革から生まれた部活指導員、その趣旨はよくわかり必要な職種だと思う。しかしながら、勤務実態は、平日の50分だけの勤務が大半であり、長時間勤務も負担にはなるが、一日の生活の中でたった50分だけ勤務するのも逆に負担となる。さらに学校はどんどん部活動時間を削減しており、今後もその方向だと思う。働き甲斐の観点からいっても、もっと活動時間を増やしてもらわないと満足感は味えず、こんな中途半端な内容なら今後部活指導員の確保も困難になるだろう。	・いただいたご意見を地域部活動検討委員会でも話題にあげ、検討させていただきます。
6. その他	京丹後市の未来の教育の土台となるこの振興計画だが、現役の教員がどれだけパブリックコメントをしているのだろうか。現場では、どれだけの校長がいまパブリックコメント募集中と伝えているのか。子ども達には主体的にかかわろうと言っておきながら、自分たちがやっていかなくってはならないこの計画に主体的にかかわらないのはおかしいと思う。決まったことを粛々とこなすだけの教員では教員の質、教育の質の低下はさらに進行すると思われる。	・ご意見のとおり、教育を進めていく学校、特に管理職にそういった当事者意識を高くもった教員を育てていく必要があることを伝えてまいります。

(様式3)

項目	意見要旨	考え方
1 P4の①「子ども主体の学力観・学習観・指導観の定着による授業改善」について	「基礎・基本の徹底」や「すべての子どもに、確かな基礎学力をつける」の文言が必要だと思う。 (理由) 『子ども主体の学びを重視し、多様な学びの実現を目指す』、『「学びのタクト」を子どもに渡し、自立した学び手を育てる』とあるが、そのためにも、基盤となるのは「基礎・基本」であり、「確かな基礎学力」だと思う。さらに、「すべての子どもに」という視点は大切だと思う。	・いただいたご意見のとおり、基礎学力を付けることは、不易なものであると考えており、プロジェクト1③で、学びに困難を抱える子どもに対する取組を行うことで、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出していきたいと考えております。
2 P5の①「安全・安心で多様な学びに対応できる教育環境の整備」について	「教員が子どもの声に耳を傾け、課題解決を共に考える機会や空間を整備します」とあるが、是非そうしてほしいと思う。 (理由) 今の学校現場を見ると、先生たちが忙し過ぎて、子ども一人一人に丁寧に関わり、子どもの声を十分に聞くということが極めて困難な状況になっている。そのためにも、教育条件整備と先生たちが子どもの声に耳を傾けられるゆとりが持てるようになる具体的手立てを示してほしいと思う。	・いただいたご意見を踏まえ、今後とも取り組んでまいります。
3 P5の③「子ども主体の教育を支える教職員の主体的・継続的な学びの実現」について	教職員の「働き方改革」の具体的手立てについての言及が少ないように思う。 (理由) 今、学校はブラックだと言われているが、京丹後市の学校も例外ではないと思う。教職員の「働き方改革」は、最重要課題の一つであるはずだと思う。このことに対して、具体的手立てを示し、教職員が疲弊しないような教育環境を作ることが求められていると思う。	・令和5、6年度「働き方改革」研究校として取組んだ学校の成果を波及させることが、具体的な手立てにつながると考えております。
4 P6の①「保幼小中一貫教育を基盤とした中高連携の促進」について	今までの在り方を検証し、取組を整理縮小していく必要があると思う。 (理由) 例えば、今まで中学校の定期テスト中に、体験授業や研修会が行われてきたが、多くの先生たちから「テスト問題作成や丸つけをしたい」という声を聞く。①のような内容を実践しようとするれば、今まで以上に先生たちへの負担が増えていくのではないかと危惧している。積み上げていくだけでなく、整理縮小して絞っていくことも必要だと思う。P4の②の丹後学についても同じことが言えると思う。	・令和7年度で全市域展開をして10年目を迎えるにあたり、各学園の取組も、毎年度、子どもの変容を評価指標とし、丁寧な評価により整理が進んできていると考えております。 ・丹後学については、地域の産業や文化、歴史に触れるきっかけづくりや企業とのコーディネート「探究コーディネーター」の配置により、持続可能なものにしていきたいと考えております。
	この振興計画について直接的には今学校現場で働いている先生たちがどう考えているの	・こども園代表園長および小、中学校の校長会会長に策

(様式 3)

項目	意見要旨	考え方
	かということが重要だと思う。京丹後市の全ての学校の先生たちから意見を聞き（吸い上げ）、振興計画に生かしてほしいと思う。	定委員として参加してもらっておりますので、一定程度園や学校現場の意見は反映していると考えております。
5.「誰ひとり取り残されない教育」について	「子どもに対する教育支援の充実に係る理念と施策を明記すべきであった。」 （その理由） 本計画案の基本理念に「子ども自身の声に応えられるよう、地域とともに誰ひとり取り残されない教育を進めていきます。」とある。策定委員の意見によって、策定趣旨に「一人一人のウェルビーイングの向上を目指し」が加わり、「誰ひとり取り残されない教育」の具現化の重要性が増している。 現行の計画の重点目標 3 の「3. 個に応じた支援体制の充実」に「発達障害等を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した…特別支援教育を進めます。」と示されている。令和 4 年度において児童生徒の 22% が特別支援教育の対象となっており、それは増加傾向にある（令和 4 年 9 月 13 日教育次長議会答弁より）。5 人に 1 人の割合の子どもに対する教育支援の充実は、本市の教育において積極的に推進すべき施策であると考ええる。 市はこれまで子どもに対する教育支援の充実を図り、成果を生み出してきている。例えば、スクールサポーター等設置事業は現計画の施行前から継続しており、「きめ細やかな指導及び円滑な授業をすることができた」と評価されている（令和 5 年度一般会計決算付属資料より）。当該事業により「誰ひとり取り残されない教育」の具現化が進んでいるものとみられる。 令和 7 年 1 月 29 日、京都府は令和 7 年度以降、発達障害の疑いがある子どもの診療体制を強化する方針を打ち出した。京都府と連携するためにも本計画案にも子どもに対する教育支援の充実に係る理念と施策を明記し、本市の責任を市民に示すべきである。	・特別支援教育については、不易なものとして従前どおり取り組むこととしておりますので、新しい方針等が打ち出された場合は、それらにも対応してまいります。 ・教育支援の充実については、プロジェクト 1③やプロジェクト 2①によって取り組むことで、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出していきたいと考えております。
6.「不易なもの」について	「不易なものこそ特筆すべきである。」 （その理由） 不易とは時代を超えて変わらない価値や資質等であり、教育における不易は社会の変化に左右されず、子どもたちに豊かな人間性を育むことを目指すものである。例えば、他人を思いやる心、公平さを重んずる心や自然を愛する心など。	・本計画は今後 5 年間で積極的に取り組んでいく施策を軸として作成しておりますので、不易なものを特筆しておりません。ご意見のとおり、不易なものは大切なものであることは変わりありませんので、特筆していないものにつ

項目	意見要旨	考え方
	令和6年2月に行われた教育振興に関するアンケート調査結果（令和7年1月21日HP公開）によると、「子どもたちに将来どのような人になってもらいたいのか」の質問に対して「健康で丈夫な人」、「家族を大切にする人」、「人から信頼・尊敬される人」が上位3つに挙がっており、市民は教育に対して健康と心の教育を重要視していることが伺える。 本計画案にて「健やかな体づくり」がプロジェクトとして挙げられており、アンケート調査結果に応えたものと思料される。他方、心の教育に当たるものは見当たらない。本市は「個人や地域社会の『幸福』を行政運営の中心軸として据え」ており（第3次京丹後市総合計画案より）、教育における豊かな心づくりは「個人や地域社会の『幸福』」には欠かせない。 現計画には「人を思いやり、尊重する社会性の育成」が施策として挙げられている。但し、目標指標に対する令和6年度の実績値が不明な為、現計画における心の教育の成果が分からないが、仮に目標を達成していても、大事にし続けるべきものである。SNSでの誹謗中傷が社会問題になっており、ICTを健全に利用する心の在り方が問われている。故に、心の教育に関する理念や施策を本計画案に明記すべきである。 教育において不易と流行は両輪となって進められなければならない。不易なものこそ時代に合わせて特筆すべきである。人間が人間らしく生きていくために。	いても責任を持って取り組んでまいります。
7. 策定委員会の会議録について	「会議録の公開は『自治と協働によって進めるまちづくり』に欠かせない。」 （その理由） 京丹後市民意見提出手続要綱第1条（目的）は「市民意見提出手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市政への積極的な市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに市民に対する説明責任の向上を図り、もって市民とともに歩む参画と協働の市政を推進することを目的とする。」となっている。 令和7年1月31日午後5時00分になっても策定委員会の会議録は市HPに公開されていない。本計画案は会議資料公開の大幅な遅	・会議録については、前述しておりますが、京丹後市民意見提出手続要綱第5条第2項各号にパブリックコメント手続の際に公表するものが規定されており、今回公表している資料にて要件を満たしていると考えております。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

(様式3)

項目	意見要旨	考え方
	滞と会議録の未公開でパブリックコメントが行われた。「市政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに市民に対する説明責任の向上」は図られなかった。これは、京丹後市民意見提出手続要綱の目的を没却する不作為である。 私は、会議録と資料から議論の具体や変遷、委員のマインド、行政のバイアスを読み取ってこそ本当に意味のあるパブリックコメントができると考える。意味あるパブリックコメントを提出することで「市政への積極的な市民参画」が実現できる。会議録が公開されていない状態では「自治と協働によって進めるまちづくり」は推進されない。そのようなまちづくりを行う京丹後市で暮らすことに「幸福」を感じる市民はいないだろう。	

教育大綱についてのご意見がありましたが、今回意見募集した内容とは異なりますので、割愛いたします。